

記入見本・注意事項

耐震診断申込書（共同住宅）

神戸市長 あて

〒 〇〇〇—〇〇〇〇
申込者 住所 神戸市中央区加納町 6-5-1
氏名 〇〇〇〇マンション管理組合
理事長 神戸 太郎
電話 078-322-〇〇〇〇

管理組合等の
団体代表印

印

日中連絡の取れ
る番号を記入

神戸市すまいの耐震診断員派遣事業実施要綱に基づく耐震診
で、裏面の条件を確認の上、下記のとおり申込みます。

Table with 2 columns and multiple rows containing application details such as building name, address, management company, and construction specifications.

日中連絡の取れ
る番号を記入

（本欄には記入しないでください。）

受付 備 第2面の内容をよく確認してください！

(第二面)

1. 耐震診断員を派遣する対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - (1) 神戸市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅
 - (2) 延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されている住宅
 - (3) 原則として、建築基準法に適合している住宅
 - (4) 過去に、神戸市が行った耐震簡易診断事業又は耐震診断事業の適用を受けていない住宅
 - (5) 国、県、市及びその関係機関が所有する住宅でないこと
2. 昭和 56 年 6 月以後に着工されたことが判明した場合、又は昭和 56 年 6 月以降の一体的な増築があったこと等が判明した場合、その時点で診断を中止すること。
3. 異なる構造が混在した住宅は診断できる範囲が限定されること。
4. 現地の状況により、無料耐震診断の対象とならない場合があること。
5. 神戸市外に居住等により、耐震診断員が診断結果を持参できない場合は、報告書を郵送し電話による説明となる場合があること。
6. 神戸市すまいの耐震診断員派遣事業の申込者は、耐震診断対象建築物の所有者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 25 条に規定する管理者若しくは同法第 49 条に規定する理事であること。
7. 本事業申込者以外に所有権を有している者が存する場合、原則として、当該事業について権利者全員の同意が得られていること。
8. 本事業者申込者が管理者等である場合は、当該事業の申込み及び事業の実施に関し、区分所有法第 34 条に規定される集会の決議又は理事その他の役員による決議がなされていること。
9. 本申込書の提出にあたって、対診断対象建築物の所有者及び建築年月が確認できる書類等を添付すること。